

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 出向元法人が負担する給与較差補てん金

Q : 当社では、使用人を子会社へ出向させることにしましたが、子会社の給与ベースが低いため、その使用人の当社の給与ベースによる支給額と子会社の給与ベースによる支給額との差額を、較差補てん金として支払うことを検討中です。

この場合、較差補てん金の取扱いはどうなりますか。

A : 出向使用人に対する給与として、損金に算入されます。

【解説】

出向元の法人が、出向先の法人との給与条件の較差を補てんするため出向者に対して支給した給与は、出向者と出向元の法人との雇用契約が出向期間中であっても依然として維持されているということから、出向元の法人の損金に算入されます。

この取扱いは、給与較差補てん金を出向元の法人が出向者に直接支給しても、出向先の法人を通じて支給しても同じです。

また、出向先の法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため、出向元の法人が代わりにその出向者に賞与を支給する場合や、出向先の法人が海外にあることから、出向元の法人が留守宅手当を支給する場合も、給与較差補てん金として取り扱われます。

